

岡垣サンリーアイ フィットネスジム業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本要領は、「岡垣サンリーアイ フィットネスジム業務委託」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 業 務 名 岡垣サンリーアイ フィットネスジム業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「フィットネスジム業務仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料上限額 金額の上限額は、61,905 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。なお、年度別内訳は以下のとおりである。

(内訳) 令和 8 年度委託料上限額 12,381 千円
令和 9 年度委託料上限額 12,381 千円
令和 10 年度委託料上限額 12,381 千円
令和 11 年度委託料上限額 12,381 千円
令和 12 年度委託料上限額 12,381 千円

3 参加資格

企画提案に参加するものは、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、福岡県及び岡垣町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与してゐる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員あることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

4 参加条件

- (1) 岡垣町の健康・体力づくり行政をよく理解し、地域住民の健康維持・増進に熱意を持ち、かつ、積極的に協力できる法人であること。また、健康・体力づくり事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有していること。
- (2) 公共施設のトレーニング室業務など、同種関連業務の業務実績が過去5年以内にあること。

5 スケジュール（予定）

項目	日程
(1) 実施要領等公告開始	令和7年11月1日（土）
(2) 質問書の提出期間	令和7年11月1日（土）～令和7年11月14日（金）17時
(3) 参加表明書の提出期限	令和7年11月10日（月）17時
(4) 質問書に対する回答	令和7年11月18日（火）
(5) 企画提案書等提出期限	令和7年11月28日（金）17時
(6) プレゼンテーション ・ヒアリング	令和7年12月19日（金）※予定
(7) 審査結果通知書発送	令和7年12月26日（金）まで
(8) 契約	令和8年4月1日（水）

6 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間 1-2-1

公益財団法人岡垣サンリーアイ文化スポーツ振興財団 施設係

電話 093-282-1515 FAX 093-282-1919

メールアドレス sanryai@dream.ocn.ne.jp

- (2) 実施要領等の配布

ア 配布開始：令和7年11月1日（土）

イ 配布方法

下記岡垣サンリーアイ公式ホームページよりダウンロードすることで行う。

<http://sanryai.info/new/>

- (3) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年11月28日（金）17時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1) の担当部署へ提出すること。

ウ 提出方法：持参（水曜日以外の午前 9 時～午後 17 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）。

7 質疑・応答

(1) 受付期間：公告開始日～令和 7 年 11 月 14 日（金）17 時

(2) 質疑方法：電子メールにより、6 (1) に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「フィットネスジム業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答期限：令和 7 年 11 月 18 日（火）

(5) 回答方法：質問への回答は、参加希望の全業者へ電子メールにて行うものとする。

8 提出書類

(1) 参加表明関係

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書

② 共同企業体協定書

③ 委任状

(2) 企画提案関係

ア 提案書（様式第 2 号）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書については、以下の内容を含めることとする。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

① 目的・趣旨；基本的理念、取組方針

② 実効性；

②-1 当該施設と同類施設の委託業務実績及び PR ポイント

②-2 当該施設の責任者の経歴業務経験等について

②-3 当該施設に配置するスタッフの人員・体制に関する PR ポイント

※人員配置計画書を添付すること

③ 人材育成；スタッフの接遇、技術、能力向上に関する人材育成

④ 維持管理；維持管理業務に関しての具体的取り組み方法

⑤ 独創性；健康教室について基本的な方針やノウハウ・特色

⑥ 企画力；施設の効用を高めるためのサービス、取組方針、貴社の強み等、PR ポイント

- ⑦ 安全面；管理運営上、日常の事故防止をはじめとした安全管理に関する取り組み方針

- ⑧ 危機管理；個人情報保護、情報公開についての対策、体制

ウ 価格提案書（様式第3号）

価格提案書については、令和8年度から令和12年度までの5か年分の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載すること。

（3）提出された書類の取扱い

ア 提出された書類は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、公益財団法人岡垣サンリーアイ文化スポーツ振興財団（以下「本法人」という。）情報公開規程に基づき取り扱うこととする。

イ 提出の合った企画提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 評価方法等

（1）評価項目・評価基準・配点について

次のとおりとする。

	評価項目	評価基準	配点				
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
①	目的・趣旨	基本理念や取組方針は、町事業の目的及び趣旨と整合性がとれているか。	5	4	3	2	1
②-1	実効性	同類施設での実績は充分か。ノウハウは蓄積されているか。	5	4	3	2	1
②-2		責任者等の資格及び経験年数について	5	4	3	2	1
②-3		当該施設に配置するスタッフの人員体制及び応援体制は備わっているか。	5	4	3	2	1
③	人材育成	スタッフの接遇・技術・能力向上に関する教育は適切か。	5	4	3	2	1
④	維持管理	維持管理業務の取組みは適切か。事故防止をはじめとする安全管理は出来ているか。	5	4	3	2	1
⑤	独創性	オリジナルな視点や特徴をもっているか。自社のセールスポイントは提示されているか。	5	4	3	2	1

	評価項目	評価基準	配点				
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
⑥	企画力	利用者を増やす取組みに具体性があり、積極的な提案となっているか。	5	4	3	2	1
⑦	安全面	日常の事故防止対策や補償等の対応ができているか。	5	4	3	2	1
⑧	危機管理	個人情報保護についての対策、体制はできているか。	5	4	3	2	1
⑨	経済性	経済的に配慮された価格提案額となっているか。	5	4	3	2	1
⑩	信頼性	会社の概要（資本金・従業員数等）の信頼度が高いか。	5	4	3	2	1

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

日程；令和７年１２月１９日（金）※予定。時間、場所等については、別途通知する。

（３）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価し点数をつける。

（４）候補者の選定方法

候補者については、失格者を除いた者のうち、選定委員ごとに、合計点が高い順に順位を付す。各選定委員が付した順位の数字を合計した数値（以下「順位点」という。）が最も小さい事業者を候補者とする。

順位点の最も小さい者が複数いる場合は、価格提案の金額が最も安価な者を候補者とし、価格も同額の場合については、評価項目のうち、⑤独創性及び⑥企画力の合計点が高い者を候補者とする。

また、適切な提案がない場合（評価点の得点が３６点未満）には、候補者として選定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止する。

なお、参加業者が１者の場合も本プロポーザルは有効とする。

（５）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が２（４）の委託上限額を超える場合

エ 本法人の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に対し、選定又は非選定の結果を参加表明書に記載された連絡先に文書にて通知し、岡垣サンリーアイ公式ホームページにて公表を行う。なお、評価点の得点については公表しない。

11 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本法人との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書式を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書提出後の差替、訂正、再提出はできない。ただし、本法人から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案書を提出した後、本法人が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。